

## 第38回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成25年6月18日（火）10時00分～12時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学公共経営大学院教授）

副議長 豊 秀一（朝日新聞大阪本社社会部次長）

長見 万里野（全国消費者協会連合会会長）

清原 慶子（三鷹市長）

ダニエル・フット（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

中川 英彦（前京都大学大学院教授）

松永 真理（テルモ社外取締役）

湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）

（日弁連）

会長 山岸 憲司

副会長 横溝 高至、春名 一典、大沢 一實

事務総長 荒 中

事務次長 二瓶 茂、鈴木 啓文、菅沼 友子、兼川 真紀

広報室室長 勝野 めぐみ

弁護士職務の適正化に関する委員会委員長 高中 正彦

以上 敬称略

### 1. 開会

（鈴木事務次長）

おはようございます。

それでは第38回日弁連市民会議を始めさせていただきたいと思います。私は、今回から担当の事務次長になりました鈴木と申します。よろしく願いいたします。

それでははじめに、日弁連側の出席者から自己紹介ということで、簡単をお願いしたいと思います。会長から。

（山岸会長）

会長の山岸でございます。改めて、よろしく願いいたします。

（大沢副会長）

副会長の大沢と申します。所属は青森県弁護士会です。東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を担当しております。よろしく願いいたします。

（春名副会長）

副会長の春名一典と申します。兵庫県弁護士会に所属しております。今年度、広報を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

(横溝副会長)

副会長の横溝高至と申します。第一東京弁護士会でございます。この市民会議を担当させていただきます。ほかには法テラス推進本部等を担当させていただいています。よろしくお願いいたします。

(荒事務総長)

事務総長の荒でございます。仙台から出ております。今日もまたよろしくお願いいたします。

(高中弁護士職務の適正化に関する委員会委員長)

本年6月に発足いたしました弁護士職務の適正化に関する委員会、不祥事についての対策を練る委員会ですが、その委員長に就任いたしました東京弁護士会の高中正彦でございます。よろしくお願いいたします。

(二瓶事務次長)

事務次長の二瓶でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

(菅沼事務次長)

事務次長の菅沼でございます。よろしくお願いいたします。

(勝野広報室長)

4月から広報室長に就任しました勝野と申します。東京弁護士会でございます。よろしくお願いいたします。

(鈴木事務次長)

以上のメンバーで務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

配付資料ですけれども、お手元に関連配付資料の一覧がございます。資料38-1が、弁護士の被災自治体派遣等についてです。それから38-2からが弁護士の不祥事に関する資料で、不祥事の根絶を目指してという提言、それから一連の不祥事に関する理事会決議、預り金の取扱いに関する規程、弁護士職務の適正化に関する委員会の設置要綱と活動内容、それから倫理研修参加義務の短縮化等についてといった資料をひとまとめにさせていただいております。これはこの後、説明する中で適宜扱わせていただければと思っております。

それから今回の市民会議では、ホームページに掲載する今週の会長及び会長ブログの撮影でカメラが入ります。場合によってはお顔が入ってしまうかもしれませんので、その旨ご了解いただければと思っております。

それでは北川議長、進行をよろしくお願いいたします。

## 2. 開会の挨拶

(北川議長)

おはようございます。委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本日は、古賀伸明委員が所用のためご欠席でございます。今年度第1回の市民会議でございますので、市民会議の委員の皆様からも、簡単に自己紹介を一言ずつお願いしたいと思います。

(豊副議長)

朝日新聞社の豊です。司法制度改革審議会の取材をしてから十数年が経ったということ、あの司法改革はどうだったのかということが、今改めて試されている時期なのかと思います。皆さんと様々な議論をして、勉強させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(中川委員)

中川でございます。私、企業の出自でございますけれども、若干法務的なことに関わってまいりまして、司法制度改革のほうも高中委員長などとも一緒させていただきました。その後、法科大学院にも関わっておりまして、いろいろなことで司法制度というものに関心を持っております。だいぶ年をとりましたけれども、昔取った杵柄で申し上げることがあればということで、市民会議にも参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

(フット委員)

東京大学のフットでございます。東京大学では、法社会学が専門なのですが、法社会学の研究において、法曹制度、裁判制度、訴訟行動、その他、数多くのテーマを取り上げてきました。私にとって市民会議に参加させていただいていることは貴重な経験になっています。どうぞよろしくお願いいたします。

(松永委員)

松永でございます。私はずっと民間企業に在籍し、今もいくつかの社外役員をやっております。これまで肩書きは株式会社バンダイ社外取締役としていましたが、バンダイはアドバイザーに変わりました。これからはテルモ株式会社社外取締役に変えさせていただきます。

時節柄、昨日もちょうど株主総会のリハーサルに出席してきました。株主総会では、女性管理職の比率はどうなのかという話題が毎回出ますので、このあたりもお伝えしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(清原委員)

こんにちは。東京都三鷹市市長の清原慶子です。市長になって11年目に入っておりますが、前職の大学教員の際に、専門は法学ではありませんが、司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会及び公的弁護制度検討会の構成員をしておりました。昨年からは法曹養成制度検討会議の委員を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

(長見委員)

全国消費者協会連合会の長見万里野と申します。消費者問題というのは法律が非常に絡む時代になってしまいました。弁護士にもいろいろご協力いただき、法律の改正や、新し

く法律、制度をつくるということをやっております。今国会も、集団的消費者被害救済制度が俎上に上がり、廃案にならないで済むかどうか瀬戸際になっています。よろしく願いいたします。

(湯浅委員)

湯浅です。よろしく申し上げます。貧困問題に取り組んでいます。それに関連してで民事法律扶助、多重債務、傷害、そういった分野に関心を持っています。よろしく申し上げます。最近眼鏡を変えまして、数年ぶりのイメージチェンジをしています。

(北川議長)

北川でございます。今日も議題に取り上げていただいておりますが、活動領域の問題など大変興味があります。法曹養成も重要ですが、その受け皿についても、弁護士会としても積極的に新しい時代をつくりあげていくということをしていただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第 38 回の市民会議を開会させていただきます。

### 3. 山岸憲司日弁連会長挨拶

(北川議長)

まずはじめに、山岸憲司日弁連会長から、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

(山岸会長)

改めまして、一言ご挨拶申を申し上げます。この会議の委員の先生方には、かねてから、高い見識、豊かな経験に基づいて貴重なご意見を頂戴しております。私も事務総長として平成 16 年の第 3 回から 7 回ほど、中川委員、フット委員にはその頃からお世話になっております。大変恐縮でございます。

今、豊副議長から、あの司法改革はどうだったのかというフレーズをおっしゃられましたけれども、まさにそのことが突き付けられている時期でございます。刑事司法改革については、ご承知のように議論は一步一步進んでおりますけれども、なかなか最終的な着地点としてどこまでもっていけるのか、予断を許さず、関係者一同飛び回っているところでございます。

また、清原委員にもお世話をいただいてきた法曹養成制度の改革についても、様々な論点について、それぞれの議員の方々や委員の方々に、意見が非常に異なるのです。同じ政党でもまったく違う意見をテーマごとにおっしゃるという中で、難しいところがありますけれども、何とか努力をしてよりよい方向での決着を目指していくということで努力をしているところでございます。

また、北川議長には、かねてから自治体における弁護士の活躍等、活動領域の拡大について、様々なご意見をいただいております。そういった一連のご発言の中から、私の会長ブログにもインタビューの形をとってご紹介させていただいたりしています。委員の先生のご意見、お考えを何らかの形でもう少し一般会員、それから社会の方々にも触れていた

だくような機会をもつよう、これからも努力したいと思っております。

また、かつてお世話いただいた片山善博先生には、「民事司法を利用しやすくする懇談会」と称する、刑事司法改革に比べて遅れをとっていると言われる民事司法の改革についての懇談会で、議長を務めていただいています。これもまた一つひとつの問題は決着をつけていくことが必ずしも容易ではないわけですが、何とかより市民に親しみやすい、あるいはより利用しやすい民事司法にしていこうと、かなり短期間ではありますが、充実した議論を深めているところでございます。

また、私どもとしては、非常に関心の高い憲法の問題についても、改正議論が迫ってきているという中で、これから活動していかなければならない。そういう大事な時期にもかかわらず、大変残念なことに、弁護士の極めて巨額の業務上横領、詐欺事件がかなりの期間続いていたということが発覚しました。こういった病理現象、不祥事が頻繁に起きているということに大変心を痛めておまして、この対策を練ることについては、高中委員長をはじめ、多くの委員の先生方にご審議いただいています。

そんなところで、私どもとしてはこういったことを乗り越えながら、東日本大震災の被災者と原子力発電所事故の被害者支援、町づくりの支援、いろいろなものについて取り組んでいかなければならないわけです。具体的なそれぞれのテーマについても、ご助言、ご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

どうもありがとうございました。

それでは議事録署名人を決定させていただきたいと思いますが、指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

清原委員と松永委員を指名したいと思います、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それではよろしくお願いいたします。

( 承 認 )

#### 5. 議事

議題①東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について(継続議題)

(北川議長)

それでは議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議題1の「東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について」を検討していきたいと思っております。まず、鈴木啓文事務次長にご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(鈴木事務次長)

よろしく願いいたします。

お手元の資料の1ページ目をお開きいただければと思います。今日ご説明する内容の簡単なレジュメです。

今回は東日本大震災の関係ということで、特に被災自治体の任期付職員の弁護士採用について、日弁連からの派遣について、ご説明をさせていただきたいと思います。まだこの後も続く予定ですが、実はまだ始まったばかりで、今年の4月、5月、6月と3名が採用されています。被災自治体に行っている方の話というのは、できれば次回の市民会議に出席していただいております。今回はその前段階のお話ということでお聞きください。

まず、1点目ですけれども、被災自治体が弁護士に期待している役割についてです。実は、昨年9月、こういったことは可能なのか、ニーズがあるのか、調査してこようということになり、日弁連の嘱託何名かで被災沿岸地域に取材に行きました。そうした中で、沿岸地域では復興計画の策定、集団移転に伴う様々な問題、住民間の調整といった問題、それから区画整備に伴う諸問題、住民から寄せられるトラブル相談、自治体職員に対する研修の実施といったところにニーズがありそうだということは把握しておりました。

その中で特に、総務省の復興支援の関係で、専門家を任期付職員として採用することに関して、給料等の部分を補填するという制度があります。費用的なものを条例で制定すれば補填する形になっています。それもありまして、特に要望の強い自治体と交渉を始めて任期付職員として採用するようにしていただいております。

なお、地方自治体、地方単位会、地元の各弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）、法務省と協議をしながら進めています。人的な手当の部分で、一般弁護士だけでなく、法テラスのスタッフ弁護士からも手を挙がるということでしたので、そのお願いもしています。また地元自治体への働きかけに関しては、法務省からもお手伝いをいただいております。

これまでの対応については資料の2をご覧ください。このようなチラシをつくり、会員に対して募集いたしました。日弁連側としては、東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部の方、それからこの間、一般の自治体に任期付職員として行きましようという運動をしてきた方々と連携をして、バックアップチームをつくり、候補者が決まった段階で研修等の実施をしています。

順番が戻りますが、3/9ページ、資料1です。これまでの行政と弁護士のかかわり方が一番上の図になるかと思えます。行政機関から外部の顧問弁護士等に相談をするという形式が一般的であったのではないかと思います。下の二つの図は、任期付職員として自治体に雇用された場合のイメージです。内部的な効果ということでは、各部署から任期付職員の弁護士に対しての相談、あるいは企画の立案等々のアドバイスができるということになってくるだろうと思います。また、外部的な効果としては、法的な問題について、こういった問題は顧問弁護士に相談しながらやってみようというところに持ち込むことができます。また、市民からの相談等については、制度説明等は弁護士、任期付職員からでき

ますけれども、個々人の抱えている法律問題ということになれば、それは外部の相談窓口に行ってもらおうというアドバイスができるということが期待されると考えています。

このようなことを任期付職員として採用される弁護士にも当然お話しすし、相手先の自治体にもご説明をし、さらには地元の弁護士会にもこのような働きをしてもらうために行ってもらうのだということを説明させていただいています。

資料3は、5/9 ページです。これが2月26日に行った記者会見のリリース資料です。この段階で、宮城県東松島市に今年4月から、それから宮城県石巻市に今年5月からということで、2名の弁護士に任期付職員として行ってもらうことになったというリリースをいたしました。

東松島市に行っているのは、新63期の佐藤隆信弁護士です。佐藤弁護士は、スタッフ弁護士として、法テラス佐渡で勤務していたところ、休職をして、4月1日から任期付職員として東松島市に行っています。

石巻市には野村裕弁護士が行っていきまして、7/9 ページに写真が掲載されています。時期は5月1日からです。野村弁護士は、修習期は54期で、平成13年の登録ですので、もう12、3年の経験のある弁護士です。

さらに、8/9 ページをご覧ください。福島県相馬市についてです。相馬市からも任期付職員として来てほしいというお話をいただき、進めさせていただきました。岐阜県の法テラス中津川から高橋厚至郎弁護士が行っています。高橋弁護士もスタッフ弁護士からということになります。大分県の出身で、大分県庁で働いた経験があるということで、修習期としてはまだ若いですがけれども、お願いをしました。6月1日から行っています。相馬市の任期付職員に関しては、北川議長からも相馬市に働きかけがあったと聞いています。

今後、岩手県山田町が今選考手続中で、9月くらいに1名行くことになっています。それから、宮城県気仙沼市には、スタッフ弁護士が9月に行くよう選考手続中となっています。

また、福島県浪江町には、日弁連の推薦というわけではないのですが、法テラスのスタッフ弁護士が派遣されるということになっています。

その他、一般公募という形で岩手県庁、宮城県庁にそれぞれ1名ずつ、今年1月から採用されています。それから、宮城県富谷町、内陸部ですけれども、一般公募で今年4月から1名行っています。日弁連からの推薦も含め、全体で9名が今年秋までに派遣をされる予定になっています。

東松島市に派遣された佐藤弁護士に関しては、条例制定等にも関わるということが予定されていると聞いています。石巻市の野村裕弁護士は、総務課で法律問題全般を担当するということで、今どのようなものやっっていくのかということのところだろうと思っております。

相馬市に関しましては、相馬市の企画政策部に所属をして、高台移転の土地の権利関係の問題解決、復興施策の法的妥当性の検証等々についてのアドバイスで活動させていただ

けると聞いておりますが、いずれもまだ任務に就いたばかりですので、できましたらこの秋に開催予定の次回市民会議でもう少し詳しいお話をさせていただければと思っております。私のほうからは以上です。

(北川議長)

質疑に入る前に、少しお聞きしたいのですが、総務省の補助金があるということで、やはり被災地を前提とした一般公募であれば出るということですか。

(鈴木事務次長)

そうですね。これは各自治体で一般に公募されていて、それに応募したということです。

(北川議長)

それは被災地だから補助金があるということですね。

また、次回の市民会議にお呼びいただくという形で、ぜひお願いしたいと思います。

行政に不慣れな人ですから、1人ですと、ギューツと公務員に絞り出されてしまうこともあるのですね。そこで同じ境遇の皆さんが助け合って相談しあってやっていると、すごく雰囲気が変わると思いますね。

(鈴木事務次長)

そういう意味では、研修もやっているのですが、個々にやるというより、3人でまとまってやっていただいています。災害本部ですとか、先ほど申し上げた被災自治体への弁護士任用のためのバックアップチームでサポートするようなこともやっておりまして、そういう連携は取れるようにしています。

(北川議長)

今、鈴木次長からご説明いただいたわけですが、任期付職員採用等々で、ご意見を頂戴したいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

どうぞ、清原委員。

(清原委員)

清原です。総務省の被災地支援の一環として弁護士という専門職を自治体に派遣する場合、補助が付くというのが、私は動機付け、インセンティブとして大変重要であると思います。またそれとともに、弁護士という司法の専門家を派遣する必要性について、改めて国が確認をしたということは、意義が大きいと思います。これは、これまで福島県の原子力発電所事故の被災に対する対応について、日弁連が主体的に行動して、そして現地で支援をしてきたという経験もあり、なお、復興には長い時間がかかるということから、さらに自治体の課題に対応すべく弁護士の専門性を任期付きであれ、国が保証するというか、支援するということが、大変意義深いと思います。

その中で、今日配付された資料の1/9ページの第1のところ、その支援の中身について期待されるものとして、復興計画の策定、集団移転に伴う諸問題、あるいは区画整理に伴う諸問題等が列挙されています。被災地でなかなか解決が困難である集団移転区画整理については、たとえそれぞれの自治体一人であっても出ていただいて、そこで問題の所在を

明らかにし、地域を越えて共通の問題でもありますので、できれば共通のところは共有していただいて、その解決の手法、あるいはとりわけ被災住民がなぜ集団移転になかなか賛同できないか、あるいは制度に思いがつかないかなどを明らかにしていただければ、他の地域でも大いなるヒントになると思います。

ただ、先ほど北川議長がおっしゃいましたように、どんな専門性をお持ちの方でも、その市役所あるいは町役場に一人ということになると、もちろん受け入れる側にはそれなりの思いがあって来ていただいたはずなのですけれども、なかなか直ちには適用できないのではないかという懸念をお持ちの方もいらっしゃると思います。市長の一人としては、こういった任期付職員を採用するというのは、選挙で選ばれた市長の意思決定であり、そして組織を通じて短期間であれ専門性を生かしてほしいという思いがあります。私としては今回報道でも市長が辞令を直接渡す場面が報道されるなど、一定の地域における弁護士採用に対する意識の啓発も合わせて行われていると思います。むしろ期待が大きすぎて、何から何まで期待されると、非常に多忙感というか、疲労感のほうが気になります。任期付きであれ、1年はあるはずですので、ぜひ段階的に課題解決を図っていただければと思います。次の機会に実際に、市役所あるいは町役場等に入られた方のお声を聞けば、そしてできる限り本音を言っていただければ、自治体任用の今後の拡大につながると思います。

一般的には、平常時の取組があるから、緊急時、災害時に生かされると言われているのですね。例えば、災害が起こったときに平常時に防災訓練しているとか、地域の災害時要援護者支援の訓練があるとか、日常的にフェイス・トゥー・フェイスのいろいろな取組があるから、いざ災害が起こったときにそれが機能すると言われているのです。今回の被災地における弁護士の採用というのは、緊急時災害時における弁護士の採用であるわけです。しかし、緊急時の災害復興時の採用が、平時の被災地ではないところの弁護士の活躍のヒントを提供するという、いわば防災訓練などとは逆方向の流れということになります。災害時、復興時が先にあつて、平常時の自治体における弁護士、法曹有資格者の採用、活躍に対してのヒントが提示されればありがたいと思います。

ですから、災害復興の分野以外にも弁護士の日常の業務のこういうところに活躍があったのだということも、ぜひ記録として集めておいていただけると、これから採用したいと思っている自治体にヒントになるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

(北川議長)

ありがとうございます。続いて、ご質疑いただけたらと思います。

(山岸会長)

よろしいですか。私も荒総長と一緒に東松山市や石巻市をいろいろ回りまして、市長、町長から大変ありがたいという言葉もいただき、期待感も述べていただきました。その第1点は、やや下世話に申し上げれば、総務省の補助があつて弁護士が来てくれるということがありがたいということです。ある意味、補助がなければとてもとてもということなの

ですね。ですから、そのところが通常の予算組みの中で、あるいは通常の人事政策の中で、北川議長が強調されておられるような自治体の中で活躍していく弁護士を継続的に採用していくという方向性に向けて私どもも取り組んでいきたいと思えます。しかし、やはり現場の声としては、総務省の補助があるからこそ来てもらうことができたというところで、なおやはり一歩突き破らなければいけない壁があると感じております。そこはまたお知恵を拝借したいと思うところです。

それ以外には、やはり孤軍奮闘ではなくて、それぞれの組織に溶け込んで、職員の方々と協調性、コミュニケーションをよく図りながらやってほしいという考え方で面接のとき等も考えているので、行った人材がそれぞれに活躍してくれるものだと期待しています。そして、その方々に対するバックアップですね。自治体一般に共通する悩み、あるいはそれぞれの自治体に特有の悩みも共有してもらいながら、学者やいろいろな立場の専門家の方々のバックアップ体制も敷きつつありますので、そういったことから、おっしゃるような情報の共有化とともに、それぞれの特異性も早くのみ込んでいただきたい。それから自分がいかに何ができるかという限界はあるけれども、自治体職員の皆さんの法務能力の底上げなど、いろいろなことに寄与したいという意識も非常に高い方々が多いということに期待しています。おっしゃるように、それが緊急時だけではなくて、平常時へも移行してくれるといいと思えます。

(北川議長)

松永委員。

(松永委員)

本当におっしゃるとおりだと思います。今現在3名で、今後も続々と増えていくということだと思いますが、大体何名ぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

(鈴木事務次長)

今、五月雨式で市役所あるいは町役場から要望が出てきていますので、ここがこうだったらということが続いてくださっているような気がどうもしています。ですので、その要望にはできる限り応えていきたいと。今この段階で何名という枠があるわけではありません。しかし、もちろんそうはいっても、どこまで手を挙げる弁護士がこの後も続くのかとは思いますが、できる限り応えていきたいと思っています。

(松永委員)

もちろん弁護士が手を挙げなければいけないのだと。その前に本当に連携をするためには、またこの動きをダイナミックウェーブにするためには、まず市町村に、こういった外部のプロフェッショナルが入るということをもっと受け入れるという土壌を掘り起こしていかなければいけないと思うのです。そちらへの働きかけもぜひお願いできればと思います。

(豊副議長)

不勉強なのですが、この総務省の補助というのは、どういう経緯で生まれたのでしょうか。

(鈴木事務次長)

これは弁護士だけということではなく、復興にあたっては様々な専門職が必要だろうということで、災害関係の対策費用、予算の中から出てきています。それで、各市町村がそういう専門職を任期付職員として採用するという条例を制定し、その枠の中で行えば、任期付職員に支払った分を総務省が補填するという制度になっています。

(湯浅委員)

100%全額なのですか。

(鈴木事務次長)

100%です。

(北川議長)

要するに足りないのです。高台移転するときや区画整理などという、権利関係の調整がものすごく難しい。そこに膨大な時間が取られるからということでしょう。

(鈴木事務次長)

そうです。それと、災害に伴って地元の専門家自体も弱っていますので、地元以外から来てもらう必要があるというところでは。

(長見委員)

人数制限といいますか予算の制限みたいなものはあるのですか。

(鈴木事務次長)

そのようなことは聞いていません。

(荒事務総長)

私も被災地の出身なので一言。この中でとりわけ東松島市が今すごく活性化しています。前にもご報告したとおり、法テラスが被災地の沿岸部に臨時出張所をつくっています。リマインドすると、5/57 ページの地図でいえば石巻市の上のところにある南三陸町、そこに臨時出張所をつくりました。石巻市には法律相談センターがあるのですが、東松島市には臨時出張所をつくり、相馬市の上の山元町というところにも臨時出張所をつくるというような形になっています。そこで、弁護士以外の様々な職種の法律相談、専門相談が受けられるという下地をまずつくっていく。弁護士は毎日ですけれども、土地家屋調査士、税理士、いろいろな専門職の方々は、例えば1週間に1回など、そこでいろいろ相談ができるというツールを一つつくる。

東松島市では地方自治体に弁護士が入り、その弁護士とこの臨時出張所がつながっていくというような形になりつつあります。具体的には、この高台移転についても、臨時出張所も使えるようにしていくということで、今すごく市町村の自治体の皆さんに喜んでいただいていると聞いています。東松島市からは、公平な機関ということで、ここで法律相談を受けるように働きかけてもらっています。町民、市民に対してうまくキャッチボールができる。そして、臨時出張所に来ている弁護士と東松島市に派遣された弁護士と仙台弁護士会の弁護士も連携していく形で、有機的につながっていくということが今期待されて

います。清原委員が一般化とおっしゃっていましたが、まず、被災地で早急に処理をしていくという実験が、今東松島市で行われているという感じがします。

(中川委員)

任期付職員として働く、あるいはこれから働く予定の9名は、法テラスの出張所を除いた数でしょうか。

(鈴木事務次長)

いえ。

(中川委員)

法テラスもいくつか出張所をつくっていると思うのですが、その勤務弁護士は、この数には入っていないということでしょうか。

(鈴木事務次長)

入っていないです。

(北川議長)

被災地の法テラスという意味でしょうか。

(中川委員)

そうです。

(北川議長)

被災地以外ということであれば、法テラス中津川のスタッフ弁護士が応募してきているという例はある。

(鈴木事務次長)

法テラスのスタッフ弁護士だった方が今行っていたりもしています。

(中川委員)

ですけれども、法テラスの出張所に勤務して勤務弁護士というのは、いらっしゃいましたね。3か所でしたでしょうか。

(鈴木事務次長)

被災地自体に法テラスの臨時出張所をつくっていますが、そちらには勤務弁護士はいません。

(中川委員)

勤務弁護士はいないのですか。

(山岸会長)

地元の弁護士がそれぞれ当番制という協力態勢を敷いています。

(中川委員)

そうなのですか。では、9名というのは、要するに今現在というか、近い将来も含めてということなのですね。

(鈴木事務次長)

自治体に行っている者は9名です。それ以外にはひまわりの事務所など、そういうとこ

ろには弁護士が行っています。

(中川委員)

なるほど。私は、先ほどの話を聞いていて、やはり個々の弁護士というのは大変だという感じがするのですよね。それぞれの自治体の持っている問題も違うし、もちろん個人の能力や経験の問題もあります。悪い言葉で言えば、放っておけば自分の能力の範囲内でできることしかできないということになって、大変もったいないことになる感じがするのです。ですから、狭い地域でもありますから、弁護士の一つの連合体といいますか、情報共有をすることができて、お互い問題解決できる組織、それから先ほど荒総長がおっしゃったように、それをサポートするもう少し組織的なものがある、いつでもそこへ相談すれば何とかするという仕組みみたいなものをつくれないでしょうか。

(鈴木事務次長)

それに関連して、先ほど申し上げた研修をした際のメンバーを中心にメーリングリストをつくって、お互いに情報交換ができるようにしています。それからこの夏は、われわれのメンバーで一度励ましに行こうということで企画をしています。その際には仙台弁護士会からも来ていただいてやりたいと思っています。

また、秋には、できればこういった市民会議の場にも呼びたいと思っていますけれども、司法シンポジウム等にも被災地に行っている弁護士に来てもらうようにするなど、そういう形での情報交換、それから彼らの今の思いを、われわれも常時触れていきたいと考えています。

(中川委員)

そうですね。

(鈴木事務次長)

ただ、行くにあたりましては、面接の段階から向き不向き、それからどの自治体が向いているかを考慮しています。それぞれの弁護士にはいろいろな思いがございまして、もともと仙台出身だった、仙台で修習をした、さらにはこれまでビジネス法務、ビジネスローに携わってきたのだけれども地元には何か返したい、被災地に対して何かをやりたい。そういった思いをお聞きしながら、どこの自治体がいいのかということも自治体とも面接をしていただいて決めてまいりました。

(北川議長)

様々な条件整備はしていかないといけないと思うのですね。けれども、皆さんのご努力、会長まで行っていただいたということで、これは一つの大きな場面転換が起こっていると思うのですね。

たまたまですけれども、明後日から滋賀県大津市へ行きます。それで弁護士出身の越直美市長に会います。任期付採用や弁護士のことについて、弁護士が言うとも我田引水にとられるのが少し腹立たしいところだと思うのですね。第三者である私どもは分権自立の時代だから、まさに地方自治体が自分でご判断いただくために、責任を持って決定し、責任を

取るという必要性を伝えていこうと思うのですね。

弁護士がお一人で行かれると先ほど中川委員がおっしゃったように限定された仕事だけさせられるという問題があります。これから活動領域がいろいろと拡大してきたら、今鈴木次長がおっしゃった勉強会で、悩みやこういう範囲があるといった話をうかがっていたきたい。そういうことは、体系立ててやっていかなければいけません。松永委員がおっしゃるように、その第一歩が出てくれることを今期待しているわけで、余ることはないわけです。だから、今そういう新しい価値といいますか、体系をつくり始めるということについては、荒総長、東北ではきっかけになりましたね。

(荒事務総長)

おっしゃるとおりで、北川議長には、相馬市に働きかけをしていただいて、私どもも連携して動きました。やはり少し市長部局の方々も不安なのは、その人がどういう人かということで、受け入れるときにやや不安な面があるようでした。

(北川議長)

個人に対する不信感が蔓延している。いや、皆さん、本当にそうですから。ですから、危ない、怖いといった決定的な不信感をもっているのです。その一方で、また弁護士にも、行政の味方をしていいのかという議論も、いまだにあると思うのです。法的にきちんと食わず嫌いをなくしたいだけの話で、法対応ができていないと、行政の勝手にやってしまう場合があると思うのです。ですから、そういうところは、弁護士会とよくご相談申し上げて、確立していく。その条件整備の一つだとは思いますが。

(清原委員)

地方自治体の立場で申し上げますと、例えば三鷹市は人口 18 万人の都市ですが、明日の 6 月 19 日、行政法専門の弁護士をお招きして、昨年度に続いて全庁で政策法務の研修会をいたします。これは、地域主権、地方分権ということで、財源はないということが残念なのですけれど、都道府県から基礎自治体市町村に多くの権限が委譲されています。権限の委譲には、それを行うにあたっての条例の制定、あるいは要綱や規則の制定など、きめ細かな内容が求められます。

さらに、権限を持つということは、住民の皆様の代表として、ともに協働していくということと違う一定の規制や監視をするという強い権限も都道府県から降りてくるわけですので、慎重を期さなければいけません。

そういう中で基礎自治体は今まで以上に政策法務能力というのを、一部の職員ではなく全庁的に求められています。そういう意味で復興支援に行かれた弁護士が、日常の地域主権、地方分権の中で質問される機会も必ずあると思います。それが先ほど申し上げた災害時、緊急時の復興支援なのだけれども、実は職員も弁護士に日常の平常業務で大変期待するところがあるということです。

それからもう一つ、先ほど北川議長は、言いにくいところをはっきりおっしゃったのですが、弁護士の対応についてです。大方今までの行政と弁護士との対応の中では、住民の

代理人として訴訟を起こされる、あるいは一定の問題提起や苦情、あるいはそれらに類することをされる代理人的な立場で出会うことが多かったので、無意識ですが、行政が相対的に守りの関係になりやすかったということは事実なのです。

しかし、一方で、私たち基礎自治体の市区町村はそうなのですけれども、それ以外に日常的な市民の皆様、高齢者の皆様の後見人の問題、あるいは障害者の方々の様々な問題を一緒に解決していこうなど、行政も弁護士と協働の経験も重ねてきているということも事実です。したがって、無用な専門職への先入観、バイアスといったものを取り除くチャンスでもあると思います。

そこで一言申し上げたいのは、弁護士会が被災地に行かれた志ある先駆的な弁護士の方を支援していただいたり、ネットワークをつくっていただいたりすることも大事なのですが、それとともに市役所や町役場の職員、あるいは市民の皆様とお過ごしになる時間というの、何よりも大事なのです。専門職集団の支援はバックオフィスのというか、あまり見えない形でもいいかなと思います。むしろお人柄、あるいは弁護士資格を持っているけれども、市役所、町役場の公務員として一緒にやっていくのだという、職場でのコミュニケーション力を応援していただくのも大事ではないかと思います。

というのは、一人ひとりの職員は、弁護士会などそういった何らかの専門職集団に属さない人が圧倒的に多くて、属したとしてもせいぜい職員組合なわけです。弁護士だけ何か専門職集団に守られているということが見えないほうが浮くことにならないかと思います。取り越し苦労かもしれませんが、調和というかバランスを取っていただくことをお願いしたいと思います。

いずれにしても、一人二人ということではなくて、より一層普遍的なものにしていくことについては、北川議長も滋賀県大津市へ行っていただけるというので、越市長と一緒にぜひよろしくをお願いします。

(山岸会長)

今、清原委員のおっしゃったことは、重々承知しているつもりです。そのところの文化といいますか、意識といいますか、そういったことを変えていこうと、このところずっとしてきています。あるシンポジウムでも、調布市役所の方が弁護士としては珍しく協調性のある方に来ていただくことができたなどというご発言が出るくらい、弁護士が行政の非違を正すという肩肘張った関係、ぶつかり合いが中心だったということもさえておいても、やはり弁護士という職業に対する若干の偏見があると思います。弁護士は、余計な力を入れていろいろと立ち居振舞いをするのも多かったのかなとも思います。今清原委員がご指摘なされたことは重々意識していますし、被災地へ今回行っていただいた方々も、本当に住民目線をもって溶け込んでいかなければいけない、それが一番大事なのだということも十分承知していらっしゃる方々で、本当によかったと思います。

(北川議長)

山岸会長、弁護士が肩肘張ってではなしに、やはり情報非公開の文化で行政がずっと育

ってきていたわけです。ですから普通に意見を言ったとしても、うまくいかなかった。行政のほうが堅いというのも、両々相まっているのですから、食わず嫌いをなくしたいのです。

(山岸会長)

そうですね。

(北川議長)

そうしてやはり法治体系をきちんと整えていくときに、行政の中へも入って、そして行政が硬直化していたら、ここは公開にすべきだとかいうように、行政の立場が変わるべきだということもあっていいのです。要は顧問弁護士だと、法の蓄積がその組織にできていかないのですね。困ったときに、使い勝手よく弁護士を呼んでさあ助けてくれというだけではなしにということです。いわゆる中央集権で中央省庁に何か決めてもらって依存してばかりでということは事実ではないですか。ですから、皆さん方のお知恵が十分に浸透した上で、本当の意味での民主制といいますか、そういったものが実現すると思っています。そういう意味では行政サイドに弁護士に入っていただくのもいいし、市民サイドに立って議論いただくのもいい。もちろん両方が相まっていい地域社会になるということだと思っております。

今までバッティングしていたから、お互い構えすぎていたものをどこかで文化替えがいるのではないかと思うのです。

(中川委員)

そういう意味では、この資料1のポンチ絵の一番下に書いてある役割ですよ。私はこれは、要するに企業法務と一緒にだと思いました。企業の中の法務部のようなもので、企業の利益はもちろん擁護するけれども、しかし、社会一般のコーポレートガバナンス、正義といったことに配慮する。もちろん外部と弁護士との連携、取引先との法律問題、これとまったく同じでして、結局そういう法務的な問題については法務部で扱うという核をつくっていく。そうすると、今北川議長がおっしゃったように、蓄積ができていくわけですね。これがとても重要なのです。しかも、内部の法的問題の処理によっていろいろな教育ができ、さらに外部とのつながりでは住民サービスができていく。そういうイメージをやはり自治体に行く弁護士が持っていくというのは非常に大切です、それを引き継いでいくということも重要だと思うのです。何かそういうイメージ、あるべき姿というものをつくっておくということは、大変重要ではないかと感じます。

(北川議長)

要はつくっていけばいいと思うのです。今まさにチャンスなのです。もう一つ、山岸会長か荒事務総長にお聞きしたいのですけれども、被災地の地元の弁護士会の皆さんが、自分たちの職域、活動領域を狭める、もっと言うと商売敵のように映るということも、もしかするとあるのかもしれないと思うのです。専門職である弁護士に、ここは的確にあなたがやってくださいということを、行政に入った弁護士が指摘すればいいと思うのです。

れども。そういう心配というのは、一方では現実の問題としてどのような感じなのでしょうか。

(中川委員)

それは企業法務でも同じ問題があったのです。弁護士を採用したら減るのではないかと。

(北川議長)

そこを解決しないといけません。

(中川委員)

ですが、これは結果は逆なのです。どんどんと法律問題が内部で掘り起こされてきます。それが外部に出ていくというのが、過去の経験則です。ですから、あまり心配することはないと思います。

(北川議長)

弁護士自身が心配しているかどうかを聞いているのです。地元の弁護士会が余計なことをするなおっしゃらないのですか、ということです。場面展開のタイミングだからそうせざるを得ないと思うのですが、山岸会長、実態はどうでしょうか。

(山岸会長)

地元弁護士会との軋轢ということは常に考えなければいけないところです。被災地出身の荒事務総長から答えていただきます。

(荒事務総長)

仙台弁護士会は紳士ですからね。とはいえ、本当にそういう心配もあるからこそ、出だしが大事だと思っています。山岸会長には地方自治体に行っていただくだけでなく、仙台弁護士会ともいろいろ協議をしていただくという努力をやってもらっています。

今のところ、まだ日が浅いからですけれども、そういう軋轢はありません。むしろ私たちがお願いをしているのは、所属弁護士会に席を残したまま行く方もいるのですけれども、できれば行った以上は、スタッフ弁護士であっても仙台弁護士会に入会してくださいということです。仙台弁護士会の仲間とともに様々な活動をして、顔が見える関係をつくって、そういった無用な心配事を払拭するよう委員会活動を通して、悪いやつではないということを手早くわかっていただく努力もしてくださいということをお願いしています。結構その辺のところは聞いていただいていますので、今のところあまりそういう心配はしていません。

(鈴木事務次長)

担当していた事務方としては、そういう心配があったものですから、地元弁護士会にも配付資料中のポンチ絵のようなものをお示しして、納得を得られるようにしました。仙台弁護士会に関してはそのような形で対応できました。

岩手弁護士会では独自に自分たちでニーズ調査をまずやっていたのです。日弁連もやるとお話ししたところ、ニーズはきっとないと言われたのですが、行ってみると、話し方や仕組みが違うのかもしれませんが、ニーズはそれなりにありそうなので、進めたいと

いう話になりました。今後どうするか、地元弁護士会の弁護士とどうするのかというところは、少し調整が必要になったという経緯はございます。

(北川議長)

湯浅委員、新しい時代を切り拓かれて、行政との対応について、今の議論の中でどうですか。

(湯浅委員)

とてもいいことだと思うのですが、大変だろうとも思います。先ほどの北川議長のご質問もそうですけれども、いろいろ関係機関に配慮されながら進めていかなければならないと思います。今、岩手弁護士会のお話が出ましたがよくありますよね。社会福祉協議会などでよくあるのですけれども、県が大丈夫だと言ったのに、行ってみたら市町村は大丈夫ではなくて、このときどうするかということがよくあります。時間がかかっても、多角的に関係をつくっていくしかないと思っています。今回の市民会議で、こういうことを進めていきたいという意向、方針はよくわかりましたし、私も基本的にはいいことだと思いますので、進めていただければと思います。しかし、それはある程度時間をかけながらやっていくことも必要だとも思います。

あともう一つ、住民との関係についてです。弁護士が任期付公務員になると、住民との関係でやはり役所の人間と見られると思うのですよね。そのときに各地域のひまわり基金法律事務所の方や弁護士会の方との連携で、少し斜めの人ということになると、住民との関係を取り持つ役割も発揮できます。これをわれわれは「寅さん理論」と呼んでいるのですけれども、満男と息子とは話せないが、満男は寅さんには話せる。自治体の方と自治会長が会うと、必ず要望モードかつるし上げモードかのどちらかにしかならないので、そういう三角関係をつくるということ、いわば「寅さん」の立ち位置に立てる方が必要だと思うので、そういうことを工夫していかれるのが望ましいかと思います。大変ですけれども、そう思います。

(北川議長)

ありがとうございました。時間がおしておりますので、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいですか。

それではありがとうございました。

## 議題②預り金をめぐる弁護士倫理に関する最近の問題について

(北川議長)

第2の議題として、預り金をめぐる弁護士倫理に関する最近の問題について、検討していきたいと存じます。まず、高中正彦弁護士職務の適正化に関する委員会委員長にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(高中正彦弁護士職務適正化に関する委員会委員長)

希望のある話の後に希望のない話という展開になっておりますが、若干お時間を頂戴い

たします。

お手元に 38-2-7 という資料を配付しています。これは不祥事の傾向です。ご案内のとおり、弁護士は成年後見人に就任して被後見人の財産管理をする、あるいは一般の事件でも依頼者から事件処理をする費用を預かり、あるいは相手方からの弁済金を預かるというようなことが、職務上避けられないことになっています。

ところが、この預り金に関して不祥事が続発いたしました。私どもも、本当に苦慮しているところです。福岡では、十数億円という巨額の詐欺事件にまでなり、弁護士本人が破産しました。他にも、九州弁護士会連合会の理事長を経験した弁護士が、成年後見制度を悪用して横領したという事件があります。岡山でも、最近の数字で申し上げますと 10 億円を超えるような横領事件があります。東京では、成年後見制度を悪用した横領事件、事件発覚後にテレビのインタビューにも応じた弁護士が出ています。大阪でも出ました。

このように、大変な不祥事が続発しましたが、預り金に関するものが多いという傾向がありました。しかしながら、調査はこれからではありますが、現段階で各弁護士会の報告書を見る限り、その原因は、民事再生の難事件にあたって他の事件を放置してしまった。そこでその穴埋めをしなければいけないということで、和解ができたことにおいて、自分でポケットマネーを出しているながら、そのうちに足りなくなって、依頼者のお金に手をつけるという悪循環に陥った事例があります。それから、いわゆる売上が落ちたのですけれども、収入減少に応ずる適切な対応が取れずに、事務所経営に難儀を来したという事例もあります。さらには、不当な金銭要求に対して毅然たる対応がとれない。お金を払えと言われたら、なし崩しと申しますか、腰砕けになってお金を払っていくうちに、どんどんと依頼者のお金に手をつけて悪循環に陥ったという事例もあります。東京でしたが、弁護士がうつ病を発症して事件をまったく処理できない状態になってしまい、最終的には依頼者のお金に手をつけたということもありました。

この原因究明について、新しく発足した弁護士職務の適正化に関する委員会では、そこから入ろうということになっているところです。

ところで、不祥事に関して思い起こしてみると、平成 8 年、バブル経済がはじけた直後ですが、このときは 10 名の弁護士が毎月のように逮捕されました。この原因は、バブル経済の最中に投資をして失敗し、横領事件に発展したということでした。正確に言うと、10 名逮捕、1 人書類送検という未曾有の危機に陥り、その後また数名の逮捕者が出るという時期がありました。不祥事というのは一定のサイクルがあるような感じがします。今回のこれらの不祥事に関しての原因は、今申し上げたようなことのほかに何があるのか、さらに究明したいと思っています。

対応についてですが、不祥事の発生した都度、各弁護士会では調査委員会を立ち上げて、調査に努めているところです。日弁連としても、弁護士会の役員との間で、緊密な連絡をとってきました。

資料 38-2-2 をご覧ください。この大変な危機を受け、市民の信頼を根底から揺るがしか

ねないということもあって、「弁護士の一連の不祥事に関する理事会決議」を採択しました。

不祥事への対応ですが、巨額の詐欺事件、横領事件が発生した平成 24 年 10 月に「弁護士不祥事対策検討プロジェクトチーム」を編成しました。翌年の 1 月には、「不祥事の根絶をめざして」という提言書を取りまとめています。お手元の資料 38-2 にこの中間到達点がまとめられています。このプロジェクトチームにつきましては、本年 6 月に発展的に解消し、私の身分として申し上げました「弁護士職務の適正化に関する委員会」を立ち上げました。不祥事に関する総合的、全国的な対策の立案をスタートさせたところです。

ところで、不祥事対策検討プロジェクトチームのまとめた市民窓口強化等の提言がありますが、お手元の資料の別紙に付けています。これは少しお時間を頂戴して説明させていただきたいと思います。資料ですと 38-1-2 の別紙でして、対策を三つに分けたものです。1 つ目は、非行を探知する方策。2 つ目は、非行による被害拡大を防止する策。3 つ目は、非行の発生自体を阻止する方策。何が大切かということもちろん 3 つ目ですが、これらが密接に連携しているところです。

まず、非行の探知ですが、全国の弁護士会には市民窓口、企業で言うところのお客様相談窓口、苦情窓口が、すべての弁護士会にあります。ところが、この情報について管理がされておらず、いわば苦情を聞き置くというのに止まっているところがありましたので、この苦情情報を正確に管理せよという指令が出ています。市民窓口の強化について、それぞれの窓口担当で情報交換会などを開催してもらいたいということも出ているところです。

第 2 の非行による被害拡大を防止する方策としては、弁護士会による懲戒請求権が時機に遅れないようにすることがあります。ある弁護士会では、常議員会という会議体を開いて議決するのですが、常議員会の招集のための手続をとっている間に被害が拡大するということもなきにしもあらずですから、行政庁でいうところの専決処分に準じた取扱いができるというように会則の改正を求めています。これが徐々に進んでいるところです。他には懲戒請求の事前公表制度というのがあります。懲戒請求は、あくまで請求した段階ですから、最終的に懲戒委員会の議決が出るまではいわゆる無罪推定が働くわけですし、懲戒請求をしたからといって、いわゆるダーティーな情報をむやみに対外的にマスコミ発表していいということではありません。ただし、被害拡大が見込める案件については、やはり拡大防止を優先させるということから、事前公表制度を設けています。これについて、運用を強化してもらいたいというお願いをしています。現に東京弁護士会に所属していた弁護士が今年逮捕された案件については、被害拡大が見込まれるということもあって、弁護士会では事前公表をしています。

最後に、非行の発生自体を阻止する方策です。これは要中の要でして、その一つは、後ほどご説明いたします「預り金等の取扱いに関する規程」です。これは制定されて、8 月 1 日の施行を予定しています。現在その解説書「解説 預り金等の取扱いに関する規程」をつくりあげ、7 月中にも日弁連の全会員に配布するべく今印刷にとりかかっているとこ

ろです。

次に、弁護士相談窓口の整理というのがあります。今までの不祥事案件、それからマスコミ発表されていない不祥事等々を見てみますと、私の個人的な見解もだいぶ入るのですが、弁護士の人生設計ができていないということがあるようです。つまり、宵越しの銭は持たないということです。もう一つは、事務所経営に奔走して、資金繰りに追われていて、老後のことを考えない。国民年金さえ払っていないという惨憺たる方もなきにしもあらずで、そういった問題があると私は感じています。さらには、事務所経営に対するマネジメント能力がないという方が見受けられます。「売上」という言葉は私は嫌いなのですけれども、つまり収入が落ちる、受任事件が落ちていったときに、身の丈にあった事務所経営というのがあるわけです。しかし、ついついまた仕事来だろうという淡い期待の下に無理な経営を行う。マネジメント能力ができていないという方が、一部に見受けられます。他には、孤独だという傾向が見受けられるところです。仲間に自分の今の状況を相談してアドバイスを得ようという風潮がなかなかない。ライバル意識というのがあるのかもしれませんが。そのようなことを感じていまして、これは企業法務に関わりのある中川委員のような方には、甘いというお叱りを受けるかもしれませんが、弁護士は、今言ったような問題を抱えていると私は感じています。

それらも踏まえて、この提言の中では、会員向けの相談窓口を強化してもらうということをやっています。大阪弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会もそうですが、大都市の弁護士会では意外と進んでいるのですが、地方弁護士会ではまだ仲間に自分の悩みを打ち明けて相談するということができずに、どんどん深みにはまっていくという悪循環が見受けられるようです。

研修制度の強化についてですが、倫理研修の強化ということで、今まで10年サイクルだったものを5年サイクルにしました。私は、アメリカ法曹協会（ABA）等の倫理教育について、3回ほど調査に行ったことがあります。アメリカ法曹協会だったと思いますけれども、日本の弁護士会では倫理の研修は何年刻みですかと尋ねられて、10年ですと答えたら、先方に呆れられたということがありまして、これが契機となって5年に変更したということがありました。これでもだいぶ抵抗はあったのですが、とりあえず第一歩として5年にしたということです。

倫理研修については、職務基本規程に関するテキストを会員すべてに配布し、さらにケースの教材づくりをしています。これは日弁連としてもとにかく進めていこうとしています。

「預り金等の取扱いに関する規程」の概要をお話をさせていただきます。規程は、全部で9個の義務ないしは弁護士会の権限を認めました。1番目は、預り金のみの専用管理口座を全弁護士に義務付けました。2番目に、預り金を保管するときには、預り金であることを明確にする方法で保管をさせることにしました。3番目に、一つの事件または1人の依頼者について、50万円以上を14日以上保管するときは、必ず銀行口座で保管せよとしま

した。4番目に、預り金を受領したときは、依頼者にあなたのためにお金を預かりましたという通知を出すよう義務付けました。5番目は、預り金受領のときには、預り証の発行も義務付けています。

6番目に、預り金の保管に関しては、入出金の年月日、金額、入金目的と出金使途をすべて記録させる。企業では当たり前のことですが、これも義務付けたわけです。7番目に、依頼者の請求があったときには、収支に関する報告も義務付けました。

次の8番、9番は、弁護士会の権限ですが、弁護士会はこの規程に違反すると思われる相当の理由があるときは、調査をすることができ、調査の対象となった弁護士は、書面で回答しなければいけないとしました。さらに、弁護士会は、調査の結果おかしいと感じたときは、助言をしたり、あるいは懲戒請求をしたりという機敏な措置を講じなければいけないとしました。

今後の課題ですけれども、繰り返しになりますが、不祥事の原因究明をこれから本格的にやっていきたいと思えます。弁護士会では既に終わっているわけですが、どうしてこういう不祥事に至ったのかという本当の原因をさらにえぐり出していきたいと考えているところです。

それから、不祥事の再発防止策についても、原因究明をしっかりやった上で、今申し上げた提言の他に、まだ漏れているものはないかということを検討させていただく予定です。

最後に、各弁護士会からの意見聴取を予定していますが、早速今日このような機会を頂戴できたということは、大変喜ばしいといえましょうか、私も歓迎しているところです。ぜひわれわれ弁護士の不祥事再発防止策について、貴重なご意見を拝聴申し上げたいと考えています。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、ただいまのご発言についての質疑をさせていただきたいと思えますが、どなたかからでも結構ですので、ご意見をいただきたいと思えます。どうぞ。

(豊副議長)

最後にご説明があった規程のところで、義務付けがあって、例えばこの義務を果たしていないというか、違反が明らかになったときの対応というのはどのようになるのでしょうか。

(高中委員長)

明確に違反していれば、弁護士会としての懲戒請求に踏み切らざるを得ないと思えます。それほど厳しい規程ですので、解説書を7月に配布して、誤りのなきように進めたいと思っています。

(北川議長)

どうぞ。

(湯浅委員)

今ご紹介があった最近の事件で、発覚した経緯というのは、弁護士会に持ち込まれて発覚したということでしょうか。

(高中委員長)

私が知っている限りになりますので補足をお願いしたいと思うのですが、各弁護士会に持ち込まれた事件は、二つあります。

福岡の案件では、市民窓口で苦情がだいぶたまっていたのです。ところが、われわれの反省すべき点なのですけれども、苦情を聞き置いてしまったわけです。私の事件を頼んだのだけれども全然やってくれていないという苦情が来ているので、役員が報告書を読んで本人を呼んだ。そうすると本人は一生懸命やりますと弁解するのです。今大きな民事再生事件が入っていて、少し仕事が遅れ気味ではあるけれど、一生懸命やりますというのを聞いて、それで終わってしまったわけです。氷山で例えますと、その下に大きなかたまりがあったのに、なかなか見抜けなかったというところがあるわけです。

もう一つは、岡山の案件です。弁護士法で規定されている紛議調停という手続で、弁護士間で事件を放置している、あるいは預り金を返さないということで、弁護士会に調停をやってほしいという苦情がだいぶたまったようなのですけれども、全部パッケージにすると、どうも問題があるというのがわかったのかもしれないのですが、細切れで、一つひとつの事件処理で終わって、全体を鳥瞰することが足りなかったという反省があります。

(湯浅委員)

私もいろいろ生活相談を受けていまして、弁護士に頼むくらいの方は、やはりトラブルを抱えているわけですね。私のところもトラブルがある人が来るけれども、追いつめられている結果として不信感を持っていたり、精神的に余裕がなかったりして、クレームっぽい苦情になるということが、実際多いですね。

ですから、全部をいちいち調べるというのは、事実上不可能だと思うのです。どうしても苦情対応で終わってしまうけれど、1件でも不祥事が発覚すると、あれもしかししたら、これもしかししたらといって突っ込んでいくので、不祥事は1件発覚すると続くのだと思います。実際の件数はずっと一定してあるのだけれども、そういうふうには波があるのだと思います。しかし、なかなか100件の苦情を100すべて調べるかと言われたら、パンクしてしまうというところで、市民窓口機能強化というときに、どこまで突っ込むかというのはなかなか形式どおりにはいかない世界だと思います。ただ、そこがある程度、現実的なラインと理想的なラインとをどこで見極めるかというあたりが、現実に改善できる領域なのでしょう。

(高中委員長)

市民窓口の件数が、弁護士白書 207 ページにあります。それぞれの弁護士会の会員数の半分か程度の苦情申出件数が、年間にあるはずですね。

弁護士数と苦情の対象弁護士数と合計件数がありまして、東京弁護士会の場合は、約 7,000 人で年間約 2,000 件、愛知県弁護士会が約 1,500 人の弁護士数で約 1,000 件、大阪弁護

士会が約 3,800 人で約 1,700 件です。全国の弁護士会で、計 1 万 1,000 件の苦情があります。私は、東京弁護士会の苦情窓口の担当員をやっています。こういってはなんですが、弁護士の実務をわかっていないといえますか、例えば損保会社の代理人弁護士がお金を払わないのはおかしいといったものもあります。ですが、その中に大変に問題のある苦情というのが当然にあるわけです。東京弁護士会でいいますと、これを名寄せしています。某 A 先生には、どうも事件放置についての苦情が溜まると、何かおかしいというのが見えてきます。私の経験ですが、若い弁護士で事件放置の苦情が多い方がいたのです。早速弁護士会の副会長か何か、その事務所に飛んでいったところ、その弁護士はうつ病で家にこもっていたということがありました。早速しかるべき方策を講じました。ほかには、事件放置や預り金を返さないということで、その後に懲戒になってしまったという事例もあります。

こちらの立場から申し上げますと、湯浅委員がおっしゃるとおり、苦情 1 万 1,000 件をすべて調査するというのはなかなか難しいのです。しかし、名寄せをしてみると、そこからのぞけるといいますか、兆候が出てくるのですね。ということで、しっかり弁護士会に嗅覚を働かせてもらいたいというお願いをしています。1 件 1 件すべてについてという難しく、苦情をおっしゃる側に問題があるということも確かにあるのですが、そうではないところに問題があって、その苦情を単に苦情を聞き置くだけで終わりにしてはいけないということを各単位会にお願いをしたいところです。

(山岸会長)

よろしいですか。補足を若干させていただきますと、濫訴的、あるいは単なる不平不満、自分の思い通りにいかないといった苦情も大変たくさんあることは事実なのですが、やはり金銭絡みのことについては、われわれは今のお話のように、もっと嗅覚を働かせなければいけませんし、これからはもっと突っ込んでいくという姿勢ではいます。今まで何が起きていたかというと、示談金が 500 万円入ったはずなのに、なかなか払ってもらえないというときには、苦情の申立があって、このようなお問合せがあるのですがと弁護士に伝えると、その場では払ってしまうのですね。また、別の申立てがあれば、それもまた工面して払ってしまうと。その中でだんだんと雪だるま式に大きくなっていくということをなかなか見抜けない部分があった。それを一つひとつ解決してしまうと。そういったこともトータルで見て名寄せをして、もっと乗り出して事情を聞いてやっていこうという、積極的な姿勢。今まで弁護士の職務の独立性ということを強調してきましたが、大事なのですが、少し強調しすぎていた部分もあろうかと思えます。やはり信頼回復のためには弁護士会の監督機能の強化ということが必須ですので、それはしっかり取り組んでいきたいと思えます。

それから、蛇足ですが、研修の強化ということもこちらはあげているのですが、よく言われることは、クライアントのお金を横領してはいけませんなどという研修をやったところでしょうがないだろうという話もあります。皆さんのきっかけは、例えば双方代理のよ

うにして、クレームをつけられてしょうがないから、着手金などを全部お返ししたり、もっとひどいのは、処理が遅れている間に解決したということにしたりする。解決金が入ったと言って、自分で工面して払ってしまうといった、一見漫画チックなものも結構多いのですね。忙しにかまけている中で紹介してくれた方に悪いから、決着したことにして払ってしまうということも多い。

それから、昔は結構多かったのですが、弁護士の保証があれば、融資が得られて再建できるのですということに振り回されて、保証のハンコを押したためにということもあります。弁護士というのはそういう非常に危険の多い職業だという心構えができていない方々、それは若い方々だけではなく、ベテランの層にそういった方々が多く出てきたのです。私としても非常にショックなものですから、相当なきちんとした対応をしないと心して心しているところです。

(フット委員)

預り金等の取扱いに関する規程ができたことは、とても重要だと思いますし、それを徹底することも非常に重要なことですし、相談窓口を設けたこともよいことだと思います。しかし、おそらくこういう問題のある方々はなかなか相談窓口には行かないだろうと思います。また、発覚するまでは時間がかかる場合もあるかと思いますが。その関係で、3年ほど前ですか、あるカンファレンスで、カナダのオンタリオ州の倫理委員会の役員の話を紹介させていただきたいです。その方の話によれば、問題を起すのは法的知識が足りないからでもなく、そして倫理規程を知らないからではありません。倫理規程に関する研修をしても、それほど効果がない、とのことでした。むしろ、オンタリオ州で問題が起きる典型的なパターンは、まさに高中委員長が先ほどおっしゃったように、マネジメント能力が足りない場合ですとか、あるいはメンタルヘルスの疾病、うつ病、あるいはアルコール中毒になったりするような場合である、とのことでした。その意識に基づいて、オンタリオ州で導入した戦略は、いわゆる **no-penalty audit**、つまりペナルティなしで委員会が法律事務所に対して調査に入るという制度です。その制度の狙いは、マネジメント能力の足りない方を委員会側が事前に情報を収集して、そのような問題を抱えている事務所を早めに把握することです。そしてマネジメント能力が足りないことが発覚した場合、その都度ペナルティなしで研修を行う、とのことでした。一つの例として、その調査で、ファイリングをまともに行っていない方も見つかるけれども、その段階から、ペナルティを課すことなしに、是正についてはファイリング等に関する研修を行っているというお話でした。これはアメリカで行われたカンファレンスで、参加していたアメリカの弁護士は、守秘義務の関係等もあるかとのことで、そのような制度をアメリカに導入することはとても考えられないという反応でした。しかし、ノーペナルティであれば、特にそのマネジメント能力などに関するものは、相談窓口などではなかなかできないだろうと思いますので、考え得る措置の一つなのではないかと思います。

(高中委員長)

ありがとうございます。大阪弁護士会のうつ病対策では、フット先生がおっしゃるように、なかなか弁護士会には行けないだろうということを慮りまして、大阪弁護士協同組合にて精神科医を紹介するシステムをつくりました。会員の家族に送っているのです。シングルの場合は、父親や母親宛てに送ります。大阪弁護士会ではこういうシステムがあるということをアナウンスしているというのがあります。フット先生のご指摘にもあるように、確かに弁護士は弁護士会に相談に行くということがどうも敷居が高いという心配もあるし、あるいは、行ったらペナルティがあるのではないかという恐怖心でのようなものも乗り越えられるようにしなければいけない。そのとおりだと思います。

(北川議長)

松永委員。

(松永委員)

私も東京弁護士会の弁護士がテレビに出られたときの映像を見ましたが、お話しすることが支離滅裂で、この方にこそ成年後見人が必要ではないかと、思ってしまいました。あの映像を見たときに、これは弁護士会にはしっかり厳しく対応いただきたいという思いで、本日はやって来ました。ただ改めて資料全体を拝見して感じたのは、事務所経営など、相当なストレスをためていらっしゃる実情です。よって、きちんと厳しい規程を設ける部分と、一方で、経営に関するサポートというのでしょうか、そこを両輪で見せていただきたいと思います。

私は企業に関わっていますが、企業内でもうつ病が大変増えています。本人は気づかないのです。ですから、家族や上司など、周りの方々が相談に行くよう勧めることで、大きな事件を食い止められるということがあります。弁護士は個人事業主だけに規律を厳しく押しつけるだけでは、無理ではないかと感じます。事務所経営も相当に大変な状況だと思えますので、例えば低金利の貸付制度のようなものがあるかわかりませんが、何かそういうことで、少しでもストレスを軽減できる仕組みも構築していただければと思います。

(山岸会長)

誠にごもつともです。私どもも本当にどうしていいかわからないのは、今おっしゃられた東京弁護士会のケースでいくと、調べてみて後でわかったことですが、家族はどのように昔に見放していたということですから、一人で暮らし、電気、ガス、水道すべて止められているので、公園に行って顔を洗って水を飲んでという生活、要するに冗談で言えば家のあるホームレス生活のような状態だったと聞きます。それと家族が見放しているとなると、どう手を打っていいのかということが悩ましい問題だと思います。

それからメンタルヘルスケアの体制について、先ほど大阪の例が出ましたが、全国的にはどうでしょう。

(菅沼事務次長)

やはりフット委員からお話がありましたように、弁護士会への相談というのはなかなか

しにくいところではあります。東京都弁護士国民健康保険組合というのがありまして、この事業としてカウンセリング事業のようなものを行ってもらえないかという働きかけをいたしまして、今年の6月から事業化していただくことになりました。それによって、東京の三弁護士会、それから近県の千葉県、埼玉、横浜の弁護士会で、その会員および家族がそのカウンセリングを受けられるようになりました。健保組合に入っている会員だけになりますけれども、おそらく8割以上の弁護士が入っています。

非常に工夫していただいたことは、電話と面接があるのですけれども、電話の場合には、その電話番号を会員及びその家族にしか知らせないということです。その電話にかかってきたらもう名前も聞かず、誰ということも聞かずにすぐにご相談に応じますとしたのです。そういったように、建付けに工夫をしてもらっています。これによって早い段階で何のバリアもなく相談していただけるようになると思います。そのような取組を今進めているところでございます。

(清原委員)

ありがとうございます。本日いただきました資料 38-2 の別紙7の即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況というものがあります。法曹養成の過程で、司法に関する専門的な知識、いわゆる弁護士、検察官、裁判官になる専門的な知識については、一定の教育がなされているかと思えます。しかし、いわゆる即独の弁護士については、まさに弁護士事務所の経営、独立、維持といった点は、もしかすると法曹養成の過程では不十分であるかもしれません。その中で日弁連が、既存の事務所に採用される弁護士の方だけではなく、自立される方に対しても対応されているというのは、非常に有意義だと改めて思いました。

というのは、今回弁護士不祥事対策検討プロジェクトチームから弁護士の職務の適正化に関する委員会に移行する中で、今日の資料 2/6 ページ、38-2-7 に、弁護士不祥事の傾向として整理されたのは、うつ病をはじめとする精神疾患以外は、いずれも金銭にかかわるものであるとのことで、もしかするとマネジメントやガバナンス、いわゆる社会人として、職業人としての基本的な取組があれば起こり得なかったのではないかと。高中委員長におかれましては、赤裸々にここに列挙していただいている、書くときさぞかしお辛かっただろうと思えます。しかし、これを直視することから始められるというのは、大変重要だと思います。

そこで、後ほどお答えいただきたいのですが、今回預り金等の取扱いに関する規程をあえてわざわざつくられ、しかも周知期間をおいて今年の8月1日から施行されるまでは、こういった規程がなくても、大方は各弁護士がそれぞれなさっていたはずなのですね。一部されていない方がいるので、あえて規程としてつくられたと思うのですがけれども、一般的に他者からお金を預かるときには、金融機関であれば銀行であれ、証券会社であれ、必ずこういった預り証、日付あるいは用途等明確にしたものを残しているはずなのです。あえてこの規程をつくらなければならなかったということは、一部の弁護士であってもし

れていないから、あえて標準化されたということと考えていいですよ。一部ですよ。

それから、ここまでされるとなると、日弁連としての預り証の標準フォームのようなものまで作成なさらないといけないくらいの段階と認識されているのでしょうか。

そして、事務所経営をされていると、必ず事務所の経営に関して1年間経理をされて、一定の税金を払っていただいているはずですよ。これに関して規程を出されるのは、とても重要な不祥事対策であると思いつつ、ここまでしなければならぬくらい、弁護士が経理的に信用のないことになっているかのごとく、誤解や不信感を招くことにもなりかねません。きちんとされているということについても、これとは別に公表されて、しかしながら、このところ預り金にかかわる高額の不祥事が生じたので、あえて、このようにするのだというシナリオと申しますか、公表の仕方も必要ではないかと感じました。

最後に、社会的に今10%、約1割合の方が何らかのうつ病等の精神的疾患に遭遇している。適応障害であるとも言われています。高校生、大学生にも一定程度、そしていろいろな企業にも、もちろん公務員の世界にも、国家公務員、地方公務員問わず、一定程度の人数がいます。しかも、病名等が流布されるにつれ、より一層数値的には顕在化されてきていると言われています。したがって、先ほど松永委員やフット委員も言ってくださいましたけれども、私としては今後とも、どちらかといえば小さい規模の組織で働いている、あるいは独立して個人で事業をしている弁護士にとって、精神面の疾病とまではいかないけれども、相談体制というものを確保するというお話を伺って、社会的にはもう本当に普遍的なことなので、弁護士だけがそうした状況に陥らないというわけではないので、むしろ前向きに今までの取組について、充実をしていただければありがたいと思います。

そして、回復できる疾病でもあると専門家の方もおっしゃっていますので、ぜひそういう疾病に直面したということが、その後の弁護士活動に汚点を残すことなく、むしろ疾病にかかった弁護士の方が、そういった精神障害の方にも寄り添えるのだといえるよう回復に向けていただければありがたいとも感じました。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。中川委員。

(中川委員)

この問題は、大変深刻だと私は思っています、やはり市民、利用者の信頼、ひいては、下手をすると弁護士自治の問題にまで及ぶ懸念もあります。これは本当に本腰を入れてやっただけが必要があると思います。不祥事というものは、私も企業でいくつかそういう経験がありますけれども、営々として積み上げた信用を一瞬にして吹き飛ばすのですよね。それをまた回復するのが非常に難しい。そういったことから、これは大変だと感じています。

私は法テラスの審査委員も務めています。懲戒案件もたくさん来るのですが、弁護士も何人か弁明に来ますので、そういう話をお聞きしていても、何か少し以前と違ってきたと感じています。これは今までの弁護士会の運営そのものを少し見直す必要があるのでは

はないかと思っています。

金銭問題というのは、これは論外でして、今おっしゃったような様々な措置をぜひ具体的に講じる必要もありますし、そうしていただきたいと思います。金銭問題以外に大変に深刻だと思うのは、頂戴した資料の 29/57 ページ、苦情の内容を分類したような感じのもので、苦情の中の 2、3、4 ですね。つまり、事務遅滞、疎漏といった内容なのですが、これが大変多いのです。この事務疎漏、事務遅滞というのは、実は依頼者に対して一番インパクトが大きいのです。依頼者は病人と一緒にいるのです。病気を抱えて一刻も早く治したいというのに、その事務が進まない。事務が進まないだけではなく、報告がない、連絡がない、相談もない。これは非常に依頼者にとって苦痛を呼ぶものでして、結果がどうかだろうというよりも、事件処理の過程が見えないというのが、大変な苦痛なのです。そういう苦情が非常に多くなっています。苦情として出てくるものというのは、氷山の一角ですから、もっとたくさんあるのではないかという感じがしています。

なぜそういうことを申し上げるかといいますと、市民感覚というか、普通の社会の常識と相当ずれていると思うからです。やはり仕事の進め方というのは、いわゆるハウレンソウ（報告・連絡・相談）というものがきちんと行われるというのが常識です。弁護士の世界だけがそういうように進んでいないというのは、信用を害する大きな原因の一つになっているのだと思います。

どうしてそうなるのだろうかという原因を考えてみますと、先ほど高中委員長がおっしゃったように、これからの原因究明ということにつながると思うのですが、一つは職務の独立性といいますか、そういうものが非常に強調されてきたということがあるでしょう。会員同士の間での牽制、あるいは日弁連の監督指導、そういうものが弱体化されると思いますか、どうしてもより弱まる一つの原因となりますね。一匹狼とよく言われますけれども、自分のペースで仕事をすればそれでいいのだという文化、体質が一つあると思います。それからもう一つが、人権意識整備にあると思います。これは重要なことなのですが、それが誤解されているというか、自分たちはこんなに大切な仕事をしているのだから、多少のことはいいではないかという驕りのようなものがないとは言えないのではないのでしょうか。これもやはり市民からしますと、少しおかしいのではないかということになりかねません。その辺りが根本的に弁護士職務というものと一般市民の生活感覚とのずれになっているのではないかという感じがします。これを改めるというのは相当難しいことだと思いますけれども、やはり先ほどからお話があるように、職務の独立性と弁護士会との監督の関係というものを見直していただく時期に来ているのではないかと私は思っています。

ですから、金銭問題もさることながら、もう少し範囲を広げて、弁護士の仕事のあり方というところにまで広げていただいて、市民とのギャップをどう埋めたいかという視点で、これからの議論を行っていただくといいと思っています。

（高中委員長）

ありがとうございます。

(北川議長)

どうぞ。

(長見委員)

よく新聞報道などに出ていますが、預り金を弁護士個人や個人事務所で管理するという方法には、私も少し不審な思いをしてきました。確かに弁護士は第三者になるのかもしれませんが、出し入れを第三者機関、金融業界と組むなどして、利害関係者がしっかり確認して出し入れをできるシステムを考えていただく必要があるのではないかと思います。今、中川委員がおっしゃったように、個人営業的な時代ではなくなっていると思いますし、私たち市民も、これから相続の問題など多額の金銭問題がいろいろと出てきますよね。そういった預り金の問題が出てくると思いますので、個人営業的な管理の仕方から、もう一つ違う発想をしていただけたらと思います。

(北川議長)

関連して、フット委員。

(フット委員)

これは先ほどの清原委員の最初のご指摘と関連しますが、事務所経営に関する教育はどこで行われているのでしょうか。あるいは全く行われていないのでしょうか。アメリカの場合はロースクールにおいて、ローオフィスマネジメントやローファームマネジメントという単独科目もあります。特に最初から即時・早期独立開業を考えている学生もよく受講します。それ以外の学生が受講することもあります。大きい事務所に内定している学生は普通受講しません。大手の法律事務所に入った場合、マネジング・パートナーやビジネス・マネージャーがすでに存在していて、経営に関わらなくて済む、ということが多いのです。そうしますと、長い間事務所に勤めていたとしても、経営を自分でやらなくて済むので、アメリカでもそのような弁護士は事務所経営に関する教育を受けていないだろうと思います。日本の場合は、事務所経営に関する教育を提供している法科大学院はあるのでしょうか。そもそもないのではないかと思いますけれども、提供しているとしても、おそらく受講する学生は非常に少ないだろうと思います。司法研修所ではどうでしょうか。事務所経営関連の教育は、司法研修所であまり行われていないだろうと思います。です。で、即時・早期独立開業する弁護士にとってはもちろんそのような教育は極めて重要ですが、そうでない方でも、何年か他の事務所に勤めていると、仕事の処理や対応の仕方は教わるだろうと思うのですけれども、経営についてはなかなか自分ではする機会もないだろうと思います。そういう方々のためにも、弁護士会が研修を1～2週間くらい、これから独立していく方々のための研修プログラムを設けたらどうかというのが、一つのアイデアです。

(山岸会長)

途中で失礼しなければいけないので、申し訳ございません。今各委員がおっしゃられた

こと、みなごもっともです。私としても会員からかなり抵抗を受けても推し進めたいと思っていることがかなり含まれていますので、また弁護士職務の適正化に関する委員会的高中委員長がいろいろ行ってくださいと思います。

それから、カルパという制度がフランスにあるのですが、個々の弁護士ではなく、弁護士会で預託を受けるシステムをつくるというようなことも、かつて検討されたことがありました。しかし、なかなか会員の賛同を得ることができなかつたのですが、それならばそれできちんとした処理をするようにということで、今回かなりシビアな形で取り組んでいきたいと思っています。

中川委員がおっしゃったように、事件放置について、個人というのは弱いものですから、ついつい忙しいと、別の仕事が後送りになってしまって、後であればどうだったかという話になりがち傾向があります。そういった事件放置に近いもの、あるいは遅滞といったもの、あるいは説明責任を十分に果たしていないのではないかということに対しても、適切な取組をしていかなければいけないと思っています。

それから、フット委員がおっしゃったような、まさに経営、資金繰り、雇用、いろいろな問題について、やはり個人事業主としての素養を身に付けてもらう研修も必要だと思っています。これもどこまで功を奏するような形にできるかは、今後また市民会議委員の皆様方のご意見を伺いながら、きちんと対応していきたいと思っています。

本日もありがとうございました。

(中川委員)

少し。懲戒に関連してくるのですが、弁護士白書の 235 ページ、先ほども高中先生がおっしゃったのですが、懲戒を受ける弁護士の年齢が、60 代がダントツに多いのですよね。これは何かを物語っていると思います。私にもよくわかりません。ですが、これは異常な事態ですね。普通ならば低年齢になるはずですけど、なぜこの世代に懲戒が多いのか。これについては、ぜひ一つ原因を探っていただきたい。何かを物語っているような気がいたします。

(高中委員長)

おっしゃるとおりです。

(中川委員)

それから、懲戒案件で2回、3回と連続懲戒の方がいますね。そういう方に対する懲戒の仕方が、少し甘いのではないかと私は思っています。やはり1回1回の懲戒というようになっているのですね。それに連続という要素を加味したものになかなかならない。少し加重されるという傾向があるようです。やはり連続して懲戒を受けた方には、また同じことをする傾向があるように思いますので、何か特別の施策、公表も含めた施策を考える必要があるのではないかというのが一つです。

それからもう一つ、極端な話は別としましても、刑事告発、どうも犯罪の要素が強いものがあるのですよね。そういうものを懲戒だけで済ますということもあります。時々法テ

ラスでも議論になりまして、どうして告発しないのかという意見が出てくるのです。そういった案件もありまして、その辺りを弁護士会としてはどうお考えになるのか。私も少し誤解があるかもしれませんが、懲戒案件の中でそういう犯罪を構成している可能性が高いものの取扱いについても、やはりきちんと結論を出す必要があるのではないかと思っています。少し余計なことかもしれませんが。

(北川議長)

高中委員長からどうぞ。

(高中委員長)

60歳代が多いのは、おそらく非弁提携だと思うのです。事件が落ちてくるのです。70歳代も、大体事件屋に取り込まれた例だと思われます。1回業務停止処分を受けると、すべての事件を辞任しなければいけません。リセット状態になるのです。業務停止期間を終えると、まったく事件がありませんから、そこへ事件屋が寄ってくるのです。それで一緒に債務整理をやりませんか、よからぬ人が寄ってくるのです。彼らはそういう情報をすごくキャッチしているのです。それでまた2回目も行きます。2回目、3回目と続くのは、大体非弁提携で懲戒になって、リセットでまったく事件がなくなって食べられなくなる。そこへ事件屋がすり寄ってくるという悪循環です。こういった方々は手を差し伸べてもなかなか来ないのですね。2回目、3回目というのは、私に言わせれば、またあの人かという感じです。悪い人たちがすぐ寄ってきて、すぐそちらへ行ってしまふ。これは本当に頭が痛い。

(中川委員)

非弁提携に走るということは、やはり基本的には生活の問題なのでしょうか。

(高中委員長)

人生設計ができていない方が多いのですね。

(中川委員)

あるいは能力低下でしょうか。

(高中委員長)

能力低下も要因の一つでしょう。

(中川委員)

自由業では難しいですけども、やはり利用者の観点から見ますと、ぼけた医者にはかかりたくないというのと一緒です。

(高中委員長)

そのとおりですね。

(中川委員)

やはり何か安全弁があったほうがいい気がします。

(北川議長)

ありがとうございます。時間が来ていますが、よろしゅうございますか。非常に独立

性の高い弁護士ですから難しいですけれども、プロ野球界の事例などを見ても、やはりガバナンスがまったくなくなっていなかったということだと思えるのです。ですから、特別な事情の方がいっぱいいらっしゃると思うのですけれども、弁護士会としてガバナンスに全力をあげていただきたい。中川委員にご指摘いただきましたが、この対応を皆さんのような執行部の方が間違ってしまうと、せっかくまじめにやっている弁護士にまで影響を及ぼしかねません。お辛い立場でしょうけれども、よろしく願い申し上げたいと思います。

## 6. 閉会

(北川議長)

それではこれで終わらせていただいて、次に行かせていただきたいと思います。次回、第39回の市民会議の日程ですが、平成25年9月30日の月曜日が、9名の方が参加可能です。時間は午後1時から午後3時に開催させていただきたいと思いますので、ご予約いただきたいと思います。

その他何かよろしゅうございますか。

それでは、本日予定しておりました審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。(了)